

# 兵庫県公報

平成29年5月31日 水曜日 第3号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

規 則	ページ
○ 災害救助に関する手続等を定める規則の一部を改正する規則（災害対策課）	1

## 公布された法令のあらまし

- 災害救助に関する手続等を定める規則の一部を改正する規則（規則第31号）  
避難所の供与その他の被災者に対する救助の程度等を改めることとした。

## 規 則

災害救助に関する手続等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成29年5月31日

兵庫県知事 井戸敏三

### 兵庫県規則第31号

#### 災害救助に関する手続等を定める規則の一部を改正する規則

災害救助に関する手続等を定める規則（昭和38年兵庫県規則第58号）の一部を次のように改正する。

別表第1 避難所の供与の項2 ただし書を削り、同項4を同項5とし、同項3の次に次のように加える。

- 4 避難所での生活が長期にわたる場合等であって、避難所に避難している者への健康上の配慮等が必要なときは、ホテル、旅館その他の宿泊施設を借り上げ、これを避難所として供与することができる。  
別表第1 応急仮設住宅の供与の項2 中「応急仮設住宅」を「建設型仮設住宅（新たに建設し供与する応急仮設住宅をいう。以下同じ。）」に、「29.7平方メートルを基準とし」を「応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて設定し」に、「2,660,000円」を「設置に係る原材料費、労務費、附帯設備工事費、輸送費、建築事務費等の一切の経費とし、その額は、5,516,000円」に改め、同項3 前段中「応急仮設住宅の供与は、応急仮設住宅」は「建設型仮設住宅」に、「設置して行う」を「設置することができ、設置した建設型仮設住宅の戸数が50戸未満の場合であっても、その戸数に応じた小規模な施設を設置する」に改め、同項3 後段を削り、同項4 中「応急仮設住宅は、」を「建設型仮設住宅は、福祉仮設住宅（」に改め、「施設」の右に「をいう。）」を加え、同項5を削り、同項6 中「応急仮設住宅」を「建設型仮設住宅」に改め、同項6を同項5とし、同項7 中「完成」を「供与」に改め、同項7を同項9とし、同項5の次に次のように加える。
- 6 建設型仮設住宅の供与の終了に伴う建設型仮設住宅の解体及び撤去並びに土地の原状回復のために支出する費用は、当該地域における実費とする。
- 7 借上型仮設住宅（民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅をいう。以下同じ。）の1戸当たりの規模は、世帯の人数に応じて第2項に定める規模に準ずるものとし、その借上げのために支出する費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険料その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠な費用とし、その額は、地域の実情に応じた額とする。
- 8 借上型仮設住宅の供与は、災害の発生の日から速やかに行うものとする。  
別表第1 炊き出しその他による食品の給与の項1 中「、住家に被害を受けて炊事のできない者及び被害を受けて一時縁故地等へ避難する必要がある者」を「又は災害による住家の被害等により現に炊事のできない者」に改め、同項2 中「1,110円」を「1,130円」に改め、同項3 後段を削り、同表被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与の項3 (1)の表夏季の項及び冬季の項を次のように改める。

夏 季	円 18,400	円 23,700	円 34,900	円 41,800	円 52,900	52,900円に世帯人員が5人を超えて1人を増すごとに7,800円を加算した額
冬 季	円 30,400	円 39,500	円 54,900	円 64,200	円 80,800	80,800円に世帯人員が5人を超えて1人を増すごとに11,100円を加算した額

別表第1 被災した住宅の応急修理の項2中「576,000円」を「574,000円」に改め、同表学用品の給与の項3(2)ア中「4,300円」を「4,400円」に改め、同項3(2)イ中「4,600円」を「4,700円」に改め、同項3(2)ウ中「5,000円」を「5,100円」に改め、同表埋葬の項3中「210,400円」を「210,200円」に、「168,300円」を「168,100円」に改め、同表障害物の除去の項2中「1世帯当たり134,800円」を「市町内において障害物の除去を行った世帯の数に135,100円を乗じて得た額」に改める。

様式第18号中

「

応急仮設住宅設置費	戸			戸		
-----------	---	--	--	---	--	--

」

を

「

応急仮設住宅設置費	戸			戸		
建設型仮設住宅	戸			戸		
借上型仮設住宅	戸			戸		

」

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の災害救助に関する手続等を定める規則(以下「改正後の規則」という。)の規定(次項に規定する規定を除く。)は、平成29年4月1日以降に発生した災害について適用し、同日前に発生した災害については、なお従前の例による。
- 3 改正後の規則別表第1 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与の項3(1)、被災した住宅の応急修理の項2及び埋葬の項3の規定は、この規則の施行の日以降に発生した災害について適用し、同日前に発生した災害については、なお従前の例による。